

# 印刷物単価契約書

宮城県（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）  
とは、印刷物の単価契約について、次の条項により契約を締結する。

（印刷物）

第1条 発注者が受注者に発注する印刷物の品名及び規格・品質は、次のとおりとする。

- 品名
- 規格・品質 別紙仕様書のとおり

（数量）

第2条 数量は、発注者がその都度発注する数量とし、臨時に増刊することができるものとする。

（単価）

第3条 印刷物の単価は、  
につき 円とし、臨時増刊の場合でもその単価は変わらないものとする。

（消費税及び地方消費税の額は、請負契約の際の数量に単価を乗じ、その金額に10%を乗じた金額とする。）

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除とする。

（単価の改定）

第6条 第4条の契約期間内において、第1条の印刷物の市場単価に著しい変動があった場合は、発注者受注者協議の上、契約単価を改定することができるものとする。

（その他）

第7条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度発注者と受注者が協議して定めるものとする。  
とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者

受注者

印